



【目次】

教育・保育施設について.....	1
支給認定について.....	1
【認定の種類】.....	1
【施設の利用の流れ】.....	2
＜新規利用の場合＞.....	2
保育園等の入所について.....	2
【受入れ年齢について】.....	2
【保育必要量】.....	2
【保育を必要とする事由】.....	3
【ならし保育について】.....	3
【給食について】.....	3
【年度途中の入所について】.....	3
【令和7年4月入所希望者の面接について】.....	3
【入所決定について】.....	3
添付書類について.....	4
マイナンバー（個人番号）について.....	5
提出書類チェックリスト.....	6
保育料について.....	7
【延長保育料について】.....	7
（参考資料）令和6年度宿毛市保育料徴収基準額表.....	8-9
（参考資料）保育園等一覧.....	10
（参考資料）保育園 MAP.....	11
令和7年度保育園等入所面接場所一覧表.....	12
記入例・支給認定申請書兼保育施設入所申込書（第1号様式）.....	13-14
記入例・個人番号（マイナンバー）届出書.....	15

【受付期間】

令和6年12月2日（月）～12月20日（金）まで（土日祝日を除く）

教育・保育施設について

宿毛市内にある教育・保育施設の主な違いについては、以下の通りです。

区分	認定こども園		保育園	
	教育目的	保育利用	公立	私立
目的	教育と保育を一体的に行う施設		就労など、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
特徴	・幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設 ・保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ可能なため、家庭の状況が変わった場合も継続して施設の利用が可能		・保護者の就労等にあわせて利用可能 ・利用できる保護者は、家庭で保育のできない者	
対象年齢	満 3 歳～5 歳	0 歳～5 歳		
利用時間	4 時間を基準に園で定める教育時間（※預かり保育あり）	支給認定により、利用できる時間が決まります。 ○保育標準時間 最長 7 時半～18 時半（※各園により開園時間が異なります） ○保育短時間 8 時～16 時（※延長保育あり）		
休み	日曜日、国民の休日、夏・冬・春に長期休日あり	日曜日、国民の休日	第 2・4 土曜日、 （第 1・3・5 土曜日の午後）日曜日、国民の休日	毎週土曜日午後、日曜日、国民の休日

支給認定について

各園利用希望者は、まず、利用のための認定を受けていただき、それぞれの認定区分に応じて、施設の利用が決まってきます。認定区分が決定後、宿毛市から支給認定証を発行します。

（実際の手続きでは、各園への入所申込みと同時に支給認定申請を行っていただきます。）

【認定の種類】

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども	3 歳～5 歳で、教育を受ける方（家庭で保育に欠ける理由は問いません）	3 歳～5 歳で保護者の就労等により保育を必要とする方	0 歳～2 歳で保護者の就労等により保育を必要とする方
利用できる主な施設	認定こども園	保育園、認定こども園	
利用時間	基本的に教育標準時間認定（4 時間程度） ※認定こども園宿毛幼稚園は、9 時～15 時（6）時間	保育標準時間（就労の場合、月 120 時間以上勤務） 最長 7 時半～18 時半 ※各園により開園時間が異なります 保育短時間（就労の場合、月 48 時間以上勤務） 8 時～16 時（※延長保育あり）	

※認定期間は 1 号・2 号が小学校就学前まで、3 号が満 3 歳の誕生日の前々日までです。

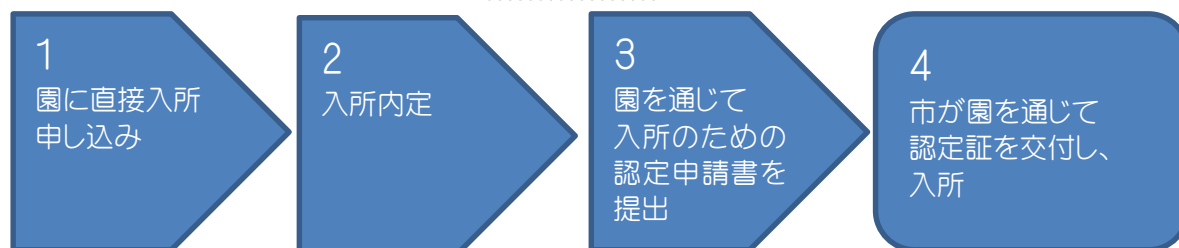
ただし、保育利用要件により保育実施期間が異なり、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までになります。

※認定期間中でも年1回(12月頃)の支給認定現況申請書の提出が必要です。

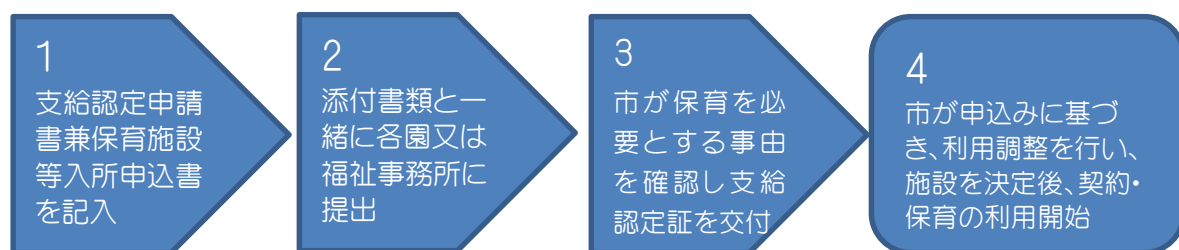
【施設の利用の流れ】

＜新規利用の場合＞

①認定こども園へ入所希望の場合(1号認定)



②認定こども園・保育園へ入所希望の場合(2・3号認定)



※添付書類の種類はP4～5の【添付書類】を参考にしてください。

また、提出書類については、P6のチェックリストにてご確認ください。

保育園等の入所について

【受入れ年齢について】

全園、6ヶ月になった翌月からの受け入れです。

【保育必要量】

2号・3号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間」「保育短時間」に区分されます。なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では保育園等を利用できる時間・料金が違います。

＜保育必要量ごとの保育園を利用できる時間＞

保育標準時間 : 最長 11 時間

保育短時間 : 最長 8 時間

※短時間認定の場合時間以上に保育園を利用する場合は、延長料金が必要になります。

また、園によって開園時間が違いますので、お気をつけください。(P10をご確認ください)

【保育を必要とする事由】

保育園等での保育を希望し、保育園・認定こども園宿毛幼稚園へ入所できるのは、宿毛市内に住所を有し、児童の保護者が下記のいずれかの理由により家庭で児童を保育できないと認められた場合です。証明する添付書類についてはP4～5をご覧ください。

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
※1か月に48時間以上の就労をしていること。
- ②妊娠（産前）、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学・職業訓練
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他上記に類する状態として市長が認める場合

※育児、家事及び集団教育目的は保育園入所の理由と認められません。
教育目的は1号認定となりますので、認定こども園の利用となります。

【ならし保育について】

保育時間を調整しながら、少しずつ園生活に慣れるための期間として、入所後1週間から2週間を目途に行っていますが、子どもさんや保護者の状況により異なります。

【給食について】

各園、月齢やお子様の状態にあわせて給食・おやつを提供し、アレルギー食にも対応しています。各園によって回数は異なりますが、遠足の時などお弁当の日が年に数回あります。

アレルギーがあるお子様につきましては、医師によるアレルギー指示書の提出が必要となります。（毎年1回の提出が必要です。）

【年度途中の入所について】

年度途中の入所希望のある方も、今回希望月を記入の上、申し込んでください。やむを得ず今回申し込めなかった場合は、入所希望月の前月15日までに申し込んでください。

【令和7年4月入所希望者の面接について】

面接日は、P12の一覧表のとおりです。

面接日には、必ず児童同伴の上、入所希望園（第1希望園）の面接場所へおいでください。

【入所決定について】

入所にあたっては、申込書を提出しても、必ず入所出来るということではありません。

令和7年4月の入所承諾は、3月中旬頃に通知しますので、予めご承知ください。

添付書類について

1. 保育を必要とする事由を証明する書類

保育の利用要件の証明として、下記のいずれか該当する書類を添付して下さい。児童を養育している保護者(父、母等)の分が必要です。

書類	就労証明書	求職活動申立書	介護保険証の写し	任意の証明書	診断書等	母子手帳の「ページ」	在学証明書、 学生証の写し等
状況							
市様式の有無	有	有	有	有			
会社等へ勤務している方	○						
自営業	○※6						
出産予定・出産休暇中(産後 8 週)						○※5	
育児休暇中の継続入所	○						
疾病・障害(保護者)				○※1、※2			
看護・介護(同居親族)			○※3、※4				
求職中		○					
就学・職業訓練中							○
災害				○※4			
DV等の恐れのある場合				○※4			

※1 診断書(原本)を提出してください。

※2 障害の場合は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しでも可。

※3 民生委員児童委員の証明、又は診断書(原本)か介護保険証の写しを提出してください。

※4 民生委員児童委員に証明をもらう場合は必ず依頼書を持参して下さい。証明の用紙、依頼書とも福祉事務所又は各園にあります。

※5 母子手帳の表紙、出産予定日又は出生年月日記載ページの写しを提出してください。

※6 就労証明書に開業届・営業許可証・前年分の確定申告書等の写し、又は民生委員児童委員の証明を提出してください。民生委員児童委員に証明をもらう場合、必ず依頼書を持参してください。

※添付書類、証明書類等のコピーは、A4 サイズで提出してください。

※令和7年4月以降の証明となる書類を添付して下さい。

2. マイナンバーについて

平成 28 年 1 月からのマイナンバー制度の実施により、入所申し込み時にマイナンバー（個人番号）の記入と本人確認書類の提示が義務付けられたことにより、申請児童及び保護者（父・母）等のマイナンバーの記入が必要になります。

また、書類提出の際には、法令の規定により他人のなりすまし等を防止するため、本人確認書類の提示が必要になりますので、併せてご協力をお願いします。

●申請者本人（父母）がマイナンバー届出書を提出する場合

次のいずれかの書類を提示してください。

ア 申請者（父母）の個人番号カード（顔写真付き）

イ 申請者（父母）の個人番号カード（顔写真付き）をお持ちでない方は、

①番号確認書類

②身元確認書類の両方が必要です。

①番号確認書類 （記入いただいたマイナンバー確認のため）	通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し 等
②身元確認書類 （申請者本人であることの確認のため）	【顔写真付身分証明書】以下の書類から 1 点 ・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード 等
	【身分証明書】以下の書類から 2 点 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 等

●代理人がマイナンバー届出書を提出する場合

次の書類を提出、提示してください。

・委任状

・申請者本人（父母）の番号確認書類（上記①の書類を参考にしてください。）

・代理人の身元確認書類（上記②の書類を参考にしてください。）

提出書類チェックリスト

※所定の様式ありの様式は、宿毛市のホームページからダウンロード可能です。

1 必要な書類

該当	提出(提示)書類			備考
	支給認定申請書兼保育施設入所申込書(P13に記載例あり)			所定の様式あり
	個人番号(マイナンバー)届出書(P15に記載例あり)			所定の様式あり
	申請者本人が申込書を提出する場合	番号確認書類	通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し等から1点	入所する児童も含め、世帯全員分が必要です。
		身元確認書類	マイナンバーカード、免許証、障害手帳、パスポート等から1点	顔写真なしの場合は、行政・会社などからの本人への通知文書(2枚以上)
	代理人が申込書を提出する場合	申請者本人の番号確認書類	(申請者本人の)通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し等から1点	入所する児童も含め、世帯全員分が必要です。
		身元確認書類	(代理人の)マイナンバーカード、免許証、障害手帳、パスポート等から1点	顔写真なしの場合は、行政・会社などからの本人への通知文書(2枚以上)
		委任状		所定の様式あり

※支給認定申請書兼保育施設等入所申込書は、児童1人につき1枚の用紙を提出して下さい。

2 保育を必要とする事由を確認できる書類(認定こども園1号認定以外の方)

提出書類	該当		備考
	父	母	
就労証明書			所定の様式あり
求職活動申立書(保育様式3)			所定の様式あり
母子手帳の写し (表紙、出産予定日又は出生年月日記載ページ)			
診断書(原本)			
障害者手帳の写し			
介護保険証の写し			
証明書(保育様式6)			所定の様式あり
在学証明書や学生証の写し等			

※民生委員児童委員さんに証明をもらう場合は、依頼書(保育様式7)と証明書等の提出するものを持って行ってください。また、依頼書(保育様式7)は民生委員児童委員さんに渡していただくものですので、提出の必要はありません。

保育料について

令和元年 10 月から国の幼児教育・保育の無償化が始まり、3 歳～5 歳児及び非課税世帯の 0 歳～2 歳児は、保育料が無償となっています。これに加えて、令和 6 年 4 月から宿毛市独自の施策として、宿毛市内に住所を有する 0 歳～2 歳児の子どもについても、所得に関係なく保育料が無償となりました（ただし、延長保育料等除く）。

保育料は無償となりましたが、引き続き保育料算定のために、世帯の所得状況が必要です。会社等で年末調整をしていない場合は、必ず確定申告、又は住民税申告をしてください。

■令和 7 年 4 月～8 月保育料算定のための申告→令和 6 年度（令和 5 年中）申告が必要

■令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月保育料算定のための申告→令和 7 年度（令和 6 年中）申告が必要

毎年 9 月が保育料の切替時期です！



市町村民税が未確定の場合には、認定が保留され保育所等への入所ができませんので、必ず申告してください。

【延長保育料について】

※公立保育園のみです。（私立保育園・認定こども園については、各園へお問い合わせください。）

1 延長保育料の対象者（※標準時間認定者は、延長保育料は発生しません。）

保育短時間認定者が、8:00 以前又は 16:00 以降利用した場合に、料金が発生します。

2 延長保育料の料金

100 円／日 〈月額上限〉1,000 円／月 ※延長保育料についての減免はしていません。

3 月途中の認定変更による「延長保育料」について

入所している月の途中に就職や離職等を行った場合、保育必要量（標準時間、短時間）に変更が生じることがあり、変更申請を提出した翌月から変更となります。

4 延長保育の利用方法・支払

延長保育を希望する場合は、各園へお申し出ください。

延長保育料については、月締めで翌月払いとなります。納付書をお渡ししますので、期限までに保育園にて納付をお願いします。

(参考資料) 令和6年度宿毛市保育料徴収基準額表

国	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担(月額)					国の利用者負担イメージ				
	階層区分	定 義	1号認定	2号認定(3歳以上児)		2・3号認定(3歳未満児)		1号認定	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B1	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯であって、母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯または老人世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B2	A及びB1階層を除く前年度分の市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3	C1	前年度分の市町村民税のうち均等割の額のみの世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15,000 (7,500)	14,700 (7,350)	0 (0)	0	0	19,500	19,300
	C2	前年度分の市町村民税のうち所得割48,600円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19,000 (9,500)	18,600 (9,300)		0 (0)	0 (0)	9,750 (9,650)	
4	D1	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額48,600円以上63,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25,600 (12,800)	25,100 (12,550)	0 (0)				
	D2	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額63,000円以上77,101円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27,600 (13,800)	27,100 (13,550)		0 (0)	0 (0)	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)
	D3	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額77,101円以上97,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29,600 (14,800)	29,000 (14,500)					
5	D4	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額97,000円以上121,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	36,600 (18,300)	35,900 (17,950)	0 (0)				
	D5	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額121,000円以上145,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	39,600 (19,800)	38,900 (19,450)		0 (0)	0 (0)	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)
	D6	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額145,000円以上169,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	42,600 (21,300)	41,800 (20,900)					
6	D7	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額169,000円以上211,201円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	45,000 (22,500)	44,200 (22,100)		0 (0)	0 (0)	61,000 (30,500)	60,100 (30,050)
	D8	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額211,201円以上301,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	48,000 (24,000)	47,100 (23,550)					
7	D9	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額301,000円以上397,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50,000 (25,000)	49,100 (24,550)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	80,000 (40,000)	78,800 (39,400)
8	D10	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額397,000円以上の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	52,000 (26,000)	51,100 (25,550)		0 (0)	0 (0)	104,000 (52,000)	102,400 (51,200)

※令和6年4月1日より保育料は無償です。(宿毛市条例第18号第6条3項)

(備考)

1. C1 からD2 階層に認定された世帯で、母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の保育料は、次の保育料となります。

階層区分	利用者負担(月額)				
	1号認定	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
C1b	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4,000 (0)	3,850 (0)
C2b	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5,500 (0)	5,350 (0)
D1b	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8,500 (0)	8,300 (0)
D2b	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9,000 (0)	8,750 (0)

※()は、該当世帯に、現に扶養している子どもが2人以上いる場合の第2子以降の児童

2. 同一世帯から、3歳児～5歳児に1人・0歳～2歳児に2人以上の児童が入所している場合の軽減について

①2人目は、その児童の保育料の1/2 ②3人目以降は、0円

3. 多子計算の年齢制限撤廃について

2号・3号認定はB2～D1階層の一部(市町村民税57,700円未満)の世帯は、扶養している子どもの多子計算の年齢制限が撤廃されます。

①1人目については、軽減なし

②2人目は、その児童の保育料の1/2

③3人目以降は、0円

4. 多子世帯の保育料軽減について

同一世帯に満18歳未満の者が3人以上いる世帯の、第3子以降の3歳未満児の保育料は、0円

5. 住宅取得控除、寄付金控除、配当控除、外国税控除は保育料の算定には関係ありません。

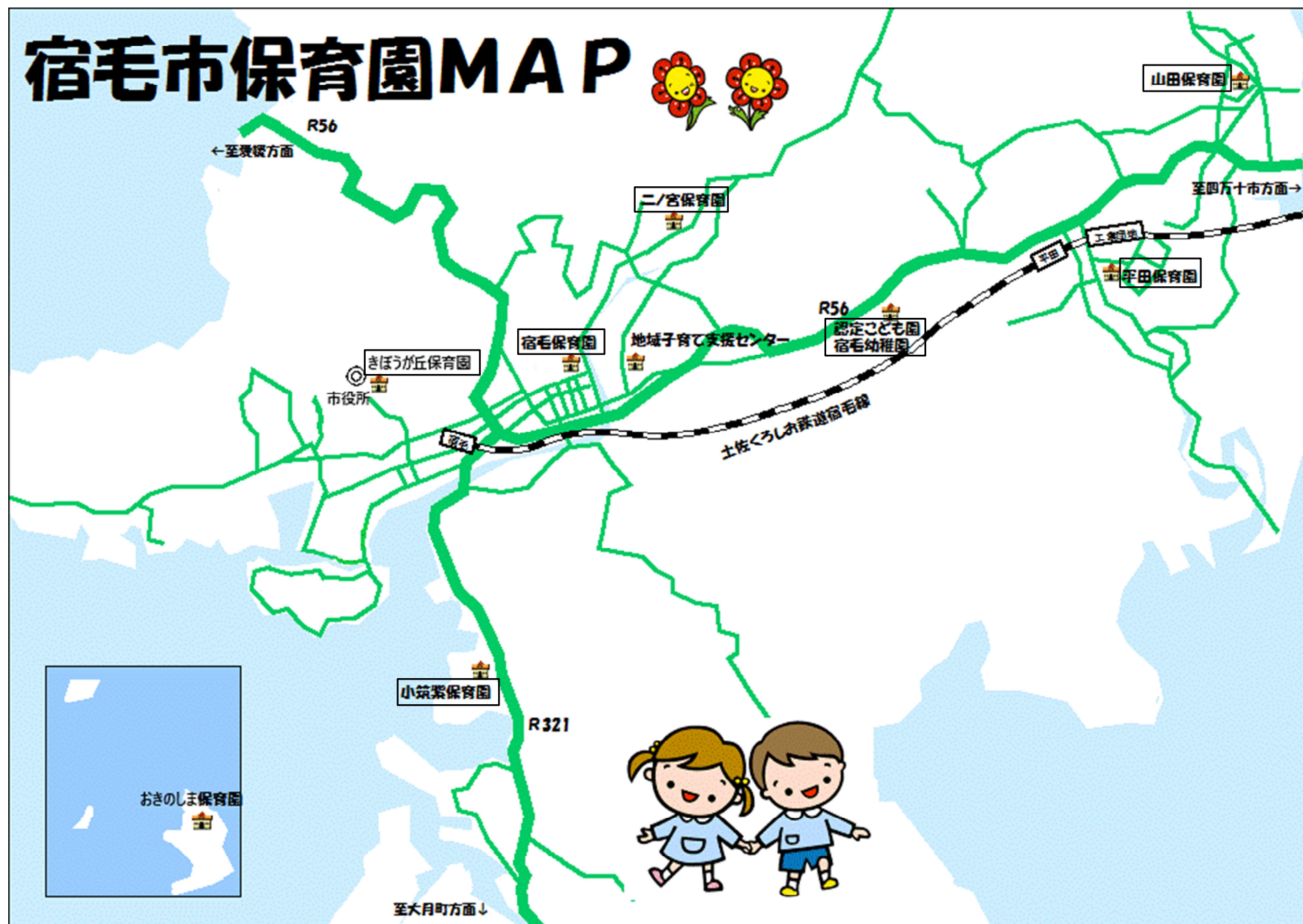
6. 公立保育園の延長保育料は、日額100円(月額の上限は1,000円)です。

(参考資料) 保育園等一覧

園名	所在地	電話番号	定員	児童数 (R6.10.1)	受入年齢	公・私	開園時間 閉園時間	土曜保育	延長保育	障害児 保育	0歳児 保育
山 田	山奈町山田 2322 番地 1	66-0516	70	42	6ヶ月になった翌月から	公	7:30～ 18:30	第 2・4 閉園	有	有	有
平 田	平田町戸内 3357 番地 4	66-0238	100	42	6ヶ月になった翌月から	公	7:30～ 18:30	第 2・4 閉園	有	有	有
小筑紫	小筑紫町田ノ浦 937 番地	67-0316	60	23	6ヶ月になった翌月から	公	7:30～ 18:00	第 2・4 閉園	有	有	有
二ノ宮	二ノ宮 998 番地 3	63-3063	45	26	6ヶ月になった翌月から	公	7:30～ 18:00	第 2・4 閉園	有	有	有
きぼうが丘	希望ヶ丘 4 番地	62-1050	241	172	6ヶ月になった翌月から	公	7:30～ 18:30	第 2・4 閉園	有	有	有
認可外保育施設 おきのしま	沖の島町母島 445 番地	62-5530	20	2	1歳になった翌月から	公	8:00～ 16:30		有	有	
宿 毛	中央 2 丁目 4 番 17-11 号	63-2719	150	112	6ヶ月になった翌月から	私	7:30～ 18:30	開園 (～13:00)	有	有	有
認定こども園 宿毛幼稚園	押ノ川 1056 番地 1	63-2914	220	71	6ヶ月になった翌月から	私	7:30～ 18:30	開園 8:00～17:30 (第 1・3) 8:00～13:00 (第 2・4・5)	有	有	有

※認可外保育施設おきのしま保育園への入所希望につきましては、申込書が別にありますので、詳しくは、保育係までお問い合わせください。

宿毛市保育園MAP



令和7年度保育園入所面接場所一覧表

月 日	園 名	面接場所	受付時間
1月14日(火)	山田保育園	同左	9:30～10:30
	宿毛保育園	同左	13:30～14:30
1月15日(水)	平田保育園	同左	9:30～10:30
	宿毛幼稚園 (1号、2号・3号)	同左	13:30～14:30
1月16日(木)	二ノ宮保育園	同左	9:30～10:30
	小筑紫保育園	同左	13:30～14:30
1月17日(金)	きぼうが丘保育園	同左	9:30～11:30

- ・途中入園希望の方の入園面接については希望月の前月にご連絡しますので、上記の面接日には受けなくてかまいません。
- ・第1希望の保育園の面接のみ受けてください。第2・3希望の園の面接は受けなくてかまいません。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書兼保育施設入所申込書

記入例

宿毛市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び保育施設への入所を
項目について同意した上で申込します。

- ①市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯員を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
- ②虚偽の記載や不正な書類があった場合は、入所決定、入所継続を取り消されても異議はありません。
- ③正当な理由なく保育料を滞納した場合は、滞納処分を受けても異議はありません。

申請日 令和〇年〇〇月〇〇日

申請者名 (保護者名)	(父) 宿毛 太郎	(母) 宿毛 花子	支給認定証、納付書等の 宛名となる保護者		☒ 父 ☐ 母 ※どちらかに☑をして下さい。
申込児童	(フリガナ) 氏 名	生年月日 (令和6年4月1日時点の年齢)	性別	保護者 との続柄	電話番号
	スクモ イチロウ 宿毛 一郎	R5年7月7日 (1歳)	☒ 男 ☐ 女	子	自宅: 62-1111 勤務先: 62-1240 携帯電話: (父) 080-1111-2222 携帯電話: (母) 090-0000-1111
保護者 住所・連絡先	(郵便番号) 〒788- 0001 (現 住 所) 宿毛市 中央 △丁目 ×-× (令和5年1月1日現在の住所) ☒ 現住所と同じ、または宿毛市内の別の住所 □宿毛市外(住所: 都・道・府・県 市・区・町・村、該当者(保護者): 父・母・その他())				
	令和7年9月以降の入園なら令和7年1月1日現在の住所をご記入下さい。				
保育の希望 の有無	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 【 ☒ 保育標準時間利用(最大11時間) ・ □ 保育短時間利用(最大8時間)】 ※求職活動中、育児休業中の場合は、短時間認定となります。				
	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)				

①世帯の状況(同居・別居に関わらず、本児を除く、同一生計となる世帯員全員をご記入ください。)

区分	(フリガナ) 氏 名	児童 との 続柄	生年月日	性別	勤務先 又は 学校名等	同居・ 別居	市民税 課税の 有無
児童の世帯員（申請児童を除く）	スクモ タロウ 宿毛 太郎	父	S62年4月4日	男・女	○×株式会社	同・別	有・無
	スクモ ハナコ 宿毛 花子	母	H1年5月5日	男・女	○△商店	同・別	有・無
	スクモ サクラコ 宿毛 桜子	姉	R2年6月6日	男・女	○○保育園	同・別	有・無
	スクモ ジロウ 宿毛 二郎	弟	R6年8月8日	男・女		同・別	有・無
			年 月 日	男	1号、2号（3歳以上）の場合は小学校入学まで。 3号（3歳未満）の場合は 3歳の誕生日の前々日まで。		
				男	有・無		
令和7年4月時点での同一生計となる世帯員 全員が記入してください。							有・無

令和7年4月時点での同一生計となる世帯員
全員をご記入ください。1号、2号(3歳以上)の場合は小学校入学まで。
3号(3歳未満)の場合は
3歳の誕生日の前々日まで。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

(裏面)

利用を希望する期間	令和7年 4月 1日 から	□小学校入学まで ☒ 令和8年7月5日まで
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名	希望理由
	第1希望 〇×保育園	(入所を希望する理由を具体的に記入して下さい。) 両親とも就労しており、家庭で保育できないため。
	第2希望 △△保育園	
	第3希望	

③祖父母の状況

続柄	(フリガナ) 氏 名	同居・ 別居	年齢	住 所 ※別居の場合のみ記入 (市外の場合は、市町村名のみ可)	勤 務 先
父 方	祖父 スクモ カズオ 宿毛 一男	同・別	59 歳		農業
	祖母 スクモ ヨシコ 宿毛 良子	同・別	58 歳		なし
母 方	祖父 ヤマダ イッペイ 山田 一平	同・別	60 歳	宿毛市〇〇町×-△△	〇×商事
	祖母 ヤマダ サチコ 山田 幸子	同・別	58 歳	同上	△△スーパー

④家庭の状況(保育料が軽減される場合があります)

以下の状況に該当する方は、記入してください。記入がない場合は該当無しとみなします。

家庭 の 状 況	ひとり親家庭	□児童扶養手当受給対象者 ※該当する場合は、☑をしてください。
	生活保護の受給	□受給している(年 月から受給) ※該当する場合は、☑をして受給開始月を記入してください。
	在宅障害児(者)の いる世帯	氏名:()、児童との続柄:()

2・3号認定(保育認定)の方は、下記⑤・⑥への記入及び添付書類が必要となります。

⑤保育の利用を必要とする理由等

※ 保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

続柄	必要とする理由	具体的な状況
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害(状況:) ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待や ☐ 育児休 ☐ その他 ()	<勤務内容> 営業 <勤務先住所> 〇×市〇〇町1丁目△-× ※主な就業先の住所を記入して下さい <勤務状況> 常勤・臨時・パート・内職・自営 (固定勤務の場合) <勤務日数> 日 月・火・水・木・金 土(22 日/月) <勤務時間> 平日 8:30 ~ 17:15 、 7.75 h 土曜 : ~ : h (臨時勤務の場合) 年間・月間・週間 時間 分 勤務時間(片道)> 約20分
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害(状況:) ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待や ☐ 育児休 ☐ その他 ()	<勤務内容> 事務職 <勤務先住所> △〇市××町〇-× ※主な就業先の住所を記入して下さい <勤務状況> 常勤・臨時・パート・内職・自営 (固定勤務の場合) <勤務日数> 日 月・火・水・木・金・土(16 日/月) <勤務時間> 平日 9:00 ~ 16:00 6 h 土曜 : ~ : h (臨時勤務の場合) 年間・月間・週間 時間 分 勤務時間(片道)> 約15分

⑥保育希望利用時間

※ 施設によって開所時間、利用曜日、利用時間が異なりますので、ご注意ください。

希望する 利用時間	利用曜日	利用時間
☒ 平日(月曜日から金曜日)		7時 40分 から 18時 00分 まで
☒ 土曜日	※利用する場合は、事前に園へ連絡してください	7時 40分 から 13時 00分 まで

※以下は記入しないください。※

* 受付機関記載欄	
受付日・受付者	土曜日 短時間8:00~12:00 標準時間7:30~13:00 ※施設によって違う場合があります
持参者	保育園・認定こども園
備考	

個人番号(マイナンバー)届出書

記入例

支給認定及び利用調整に関する申請(届出)に関して、下記のとおりマイナンバーを申告します。

令和〇年〇〇月〇〇日

施設名	〇〇〇保育園		
入所(申込)児童1	氏名 宿毛 一郎	生年月日 R4・7・7	個人番号(マイナンバー)12桁 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
入所(申込)児童2			
入所(申込)児童3		・ ・	
入所児童との続柄	氏名	生年月日	個人番号(マイナンバー)12桁
保護者(父)	宿毛 太郎	S62・4・4	× × × × - × × × × - × × × ×
保護者(母)	宿毛 花子	H1・5・5	□ □ □ □ - □ □ □ □ - □ □ □ □
姉	宿毛 桜子	H30・6・6	△ △ △ △ - △ △ △ △ - △ △ △ △
弟	宿毛 二郎	R3・8・8	☆ ☆ ☆ ☆ - ☆ ☆ ☆ ☆ - ☆ ☆ ☆ ☆
		・ ・	
	父母、兄弟姉妹、生計同一の世帯全員分を記入して下さい。		
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

※この書類は、変更がない限り、一度記入していただくだけです。

※申告いただいた個人番号(マイナンバー)は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第9条に基づき、本申請にかかる事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。

【市記入欄】※以下は記入しないでください。

本人確認	番号確認	申請者身元確認	
		写真つき身分証明書	その他の本人確認書類
□個人番号カード □通知カード □個人番号が記載された住民票等		□運転免許証 □運転経歴証明書 □住基カード □パスポート □障害者手帳 □その他 ()	□各種健康保険被保険者証 □各種共済組合の組合証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □介護保険被保険者証 □その他 ()

【問い合わせ先】

宿毛市役所福祉事務所子育て支援室児童福祉係
〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地
TEL 0880-62-1240